

国分寺市旧庁舎用地利活用事業『基本協定書（案）』に対する質問への回答 令和7年5月16日

No.	頁	該当箇所						質問内容	回答
		第1章	第1条	1	(1)		項目名		
1	4	5条	1				秘密の保持及び情報管理	「構成企業は、自ら又は下請け企業若しくは本事業の全部または一部に従事する者をして～」とありますが、これには事業を進めるにあたり相談する、弁護士、会計士、コンサル会社、構成企業んグループ会社等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。弁護士や会計士、コンサル会社、構成企業グループ会社等も含まれるものと考えております。
2	5	8条	2				基本協定の有効期間	「市が判断して代表企業に通知した日をもって」とありますが、「事業者と協議の上」等片務とならないような案文をご検討いただきたい。	第8条第2項は、設計施工一括工事請負契約及び事業用定期借地権設定契約に契約締結の見込みがないと考えられる場合、どの時点で基本協定を終了させるかを定めた条項に過ぎないため、協議の必要性はないものと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。
3	7	16条	2				当事者が締結すべき契約	「民間施設の供用開始日又は令和11年4月1日のいずれか早い日に、事業用定期借地権設定契約を締結」とありますが、民間敷地の無償貸し付けを行わない場合にのみ当条件が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	民間敷地の無償貸付けを行う場合に適用されます。無償貸付けを行わない場合は、令和9年2月（予定）に事業用定期借地権設定契約を締結します。
4	11	34条	1				契約の不調	「本事業関連契約に別段の定め」とありますが、この内容には実施要領、要求水準、事業者の提出した提案書等の約束事も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「本事業関連契約」とは、第2条第30号のとおり「基本協定、設計施工一括工事請負契約、土地無償貸付契約及び事業用定期借地権設定契約を個別に又は総称していう」ため、「実施要領、要求水準、事業者の提出した提案書等の約束事」は含まれません。
5	11	34条	2				契約の不調	「第16条第5項に定める場合を除き」とありますが、当該条項の場合はリスク分担表にある通り貴市の負担となり、構成企業が貴市に何らかの請求をできるという理解でよろしいでしょうか。	議会による議決で承認を得ることができなかった場合については、ご理解のとおりであると考えられます（第38条第3項の適用が検討されます。）。